

○山梨県警察機動鑑識班設置及び運営要綱

〔令和2年3月1日〕  
〔例規甲（鑑現）第63号〕

第1 目的

この要綱は、山梨県警察機動鑑識班（以下「機動鑑識班」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。